

第128号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の155」を「100分の150」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。